

青梅市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年2月19日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

青梅市国民健康保険事業における財政の安定化を図るため、国民健康保険税の税率等を改定したいので、この条例案を提出いたします。

青梅市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

青梅市国民健康保険税条例（平成10年条例第35号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の5.70」を「100分の5.80」に改める。

第4条中「26,600円」を「29,900円」に改める。

第5条中「100分の1.80」を「100分の1.85」に改める。

第6条中「9,600円」を「10,200円」に改める。

第8条中「9,800円」を「10,500円」に改める。

第20条第1号ア中「18,620円」を「20,930円」に改め、同号イ中「6,720円」を「7,140円」に改め、同号ウ中「6,860円」を「7,350円」に改め、同条第2号ア中「13,300円」を「14,950円」に改め、同号イ中「4,800円」を「5,100円」に改め、同号ウ中「4,900円」を「5,250円」に改め、同条第3号ア中「5,320円」を「5,980円」に改め、同号イ中「1,920円」を「2,040円」

に改め、同号ウ中「1,960円」を「2,100円」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の青梅市国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。